

予防接種受託医療機関 各位

橿原市健康増進課長

四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

平素は当市の保健事業に格別のご支援を賜り、誠に有難うございます。

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課より令和 7 年 2 月 27 日付「四種混合ワクチンの販売中止について」通知がありました。また、令和 7 年 5 月 19 日付「百日せきの流行状況等を踏まえた、定期の予防接種の実施及び沈降精製百日咳ジフテリア破傷風混合ワクチンの安定供給に係る対応について」が発出されております。この両通知に伴い、四種混合の定期接種を合計 4 回完了していない方についての接種時の注意事項についてお知らせします。
ご協力の程、よろしくお願いします。

記

1. 接種の対象者

生後 2 か月～7 歳 6 か月未満の児で、四種混合ワクチン接種が完了していない方

2. 接種する際の注意事項

- ・定期接種では、原則として同一種類のワクチンを必要回数接種することとなっていますが、ワクチンの在庫がなくなった場合は、五種混合ワクチンに切り替えての接種が可能です。(参考：表パターン例 1、例 2)
- ・五種混合ワクチンに切り替えて接種する場合は、ヒブワクチンと五種混合ワクチンのそれぞれの合計接種回数が 4 回を超えないように接種する必要があります。
- ・ヒブワクチンをすでに 4 回接種されている方は原則五種混合ワクチンへ切り替えることができません(※)ので、在庫のあるうちに四種混合ワクチンで接種してください。四種混合ワクチンの在庫がなくなった場合は、三種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの 2 種類を接種することになります。三種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンでの接種をされる場合は、三種混合ワクチンと不活化ポリオの予診票が必要になりますので、健康増進課にお問い合わせください。

(参考：例 3)

※ 四種混合ワクチンの製造中止・三種混合ワクチンの出荷制限により、どちらも入手できないなどやむを得ない場合は、五種混合ワクチンでの接種を定期接種として取り扱うことが可能です。(接種回数を超える接種をした場合の科学的知見が明らかになっていないため、その点をご留意いただき、保護者への説明をお願いします。) その際の予診票につきましては、四種混合ワクチンの予診票を五種混合ワクチンと書き換えてご使用ください。

パターン例	接種済	残りの接種
例 1 (ヒブと四種混合の 回数が同じ場合)	ヒブ × 3回    四種混合 × 3回   	五種混合 × 1回 
例 2 (ヒブの回数が 少ない場合)	ヒブ × 1回  四種混合 × 3回   	ヒブ × 2回   五種混合 × 1回 
例 3 (四種混合の回数が 少ない場合)	ヒブ × 4回     四種混合 × 3回   	三種混合 × 1回  不活化ポリオ × 1回  ※五種混合の接種は原則できません

<問い合わせ先>

橿原市畝傍町 9-1 保健センター北館 4 階

橿原市健康増進課 予防係

電話：0744-22-8331

FAX：0744-24-9124